資料６

# 社会教育関係団体等事業補助金の見直しについて（案）

１　現状

| | 名称 | 補助額実績(R7) |
|---|---|---|
| １ | 青少年問題連絡協議会 | 385,000円 |
| ２ | 地域子ども会 | 838,200円 |
| ３ | ガールスカウト | 22,000円 |
| ４ | ボーイスカウト | 22,000円 |
| ５ | 青年団 | 42,000円 |
| ６ | 市ＰＴＡ連絡協議会 | 0円 |

２　課題

（１）　京田辺市社会教育関係団体の認定基準に当てはまらない団体がある。

（２）　補助額根拠が不明確である。

（３）　補助金額が収入の大部分を占める団体がある。

３　課題解決に向けて

本補助金の必要性について確認した上で、今後次の点について検討する。

（１）　社会教育関係団体の認定基準の整理

（２）　補助金額基準の整理

（３）　補助金審査の明確化

４　社会教育関係団体の認定基準

（１）　社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としていること。

（２）　代表者を置き、構成員が原則として１０名以上の団体であること。

（３）　住民が自由に加入できる団体で、構成員のうち市内在住・在勤者が３分の２以上を占めていること。

（４）　団体の活動が構成員の参画により計画され、自主的に運営されていること。

（５）　構成員の学習及び向上を主とする団体であること。

（６）　自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。

（７）　住民に団体の活動状況を公開できること。

（８）　政治活動、宗教活動及び営利活動を行わない団体であること。

5　補助金額基準ついて

（1）　団体ごとの均等割、加入者数に応じた個人割から補助金額を決定する。また、補助上限額を設定する。

（2）　申請が予算を上回る場合は予算の範囲内で按分し、配分する。

※　補助額

均等割　３０，０００円

個人割　３００円×構成員のうち市民の人数

（地域子ども会）

均等割　１５，０００円

個人割　１５０円×構成員のうち市民の人数

※　補助上限額

３００，０００円

6　補助金審査について

（1）　意見の聴取

補助金の審査は、社会教育委員の意見を聴いた上で決定する。

（2）　他の補助金との調整

団体の主な活動に対して市が交付する補助金等の交付を受けていないこと。

（3）　補助金事務の流れ

４月　　補助金申請受付

６月　　社会教育委員会議（意見聴取）

６月　　交付決定

７月　　追加受付

９月　　社会教育委員会議（追加分）

９月　　交付決定（追加分）

３月　　実績報告書提出

7　スケジュール

～令和８年１１月　　見直し案決定

令和９年２月　　新要綱告示

令和９年４月　　新要綱施行